

健康保険任意継続加入届 < 健保提出用 >

ネスレ健康保険組合

☆注意事項・任意継続保険制度をご確認いただき、十分ご検討のうえ加入手続きをしてください。☆

☆.....☆.....☆.....☆.....☆.....☆.....☆

◎ 任意継続保険加入についての注意事項

- 任意継続保険料は、本人の退職時の標準報酬月額か健保組合の標準報酬月額の平均のいずれか低い方で計算されますが(約50%の会社負担がゼロになりますので)、全額自己負担になります。
- 毎年3月に健保組合の標準報酬月額の平均の変更または保険料率の改正が行われますので、保険料が変わることがあります。

◎ 加入条件

- 資格喪失日(退職の翌日)前、2ヶ月以上継続して被保険者であることです。
- 資格喪失日から20日以内に申請してください。(この期間を過ぎると加入できません。)

◎ 加入期間(被保険者期間)は最長2年です

<任意継続健康保険は原則2年ですが、下記事由により脱退可能です>

- 就職して他の健康保険に加入したとき
- 被保険者が死亡した場合
- 保険料を滞納したとき
- 75歳に達したとき(後期高齢者医療制度への移行のため)
- 資格喪失の申し出をして、健保組合が受理したとき
(※ 申出が受理された日の属する月の翌月1日付で資格喪失となります)

◎ 保険料は必ず毎月1日～10日(10日が土日祝日の場合は翌平日)までに納めてください。

- この期間を過ぎますと自動的に資格はなくなります。
- 振込みが遅れる場合は必ずご連絡ください。連絡無く遅れて入金されても資格は継続いたしません。
- ただし、初回は納付指定日までに納めてください。
- 前納制度がありますので、希望される方は申し出てください。

☆.....☆.....☆.....☆.....☆.....☆.....☆

上記について十分検討し、承知しましたので任意継続加入手続きをいたします。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

◇ご不明な点がございましたら、ネスレ健康保険組合 適用担当までご連絡ください。
(Tel:078-230-7040 / Fax:078-230-7167)

健康保険任意継続加入届 <加入者控え>

ネスレ健康保険組合

☆注意事項・任意継続保険制度をご確認いただき、十分ご検討のうえ加入手続きをしてください。☆

☆.....☆.....☆.....☆.....☆.....☆.....☆

◎ 任意継続保険加入についての注意事項

- 任意継続保険料は、本人の退職時の標準報酬月額か健保組合の標準報酬月額の平均のいずれか低い方で計算されますが(約50%の会社負担がゼロになりますので)、全額自己負担になります。
- 毎年3月に健保組合の標準報酬月額の平均の変更または保険料率の改正が行われますので、保険料が変わることがあります。

◎ 加入条件

- 資格喪失日(退職の翌日)前、2ヶ月以上継続して被保険者であることです。
- 資格喪失日から20日以内に申請してください。(この期間を過ぎると加入できません。)

◎ 加入期間(被保険者期間)は最長2年です

<任意継続健康保険は原則2年ですが、下記事由により脱退可能です>

- 就職して他の健康保険に加入したとき
- 被保険者が死亡した場合
- 保険料を滞納したとき
- 75歳に達したとき(後期高齢者医療制度への移行のため)
- 資格喪失の申し出をして、健保組合が受理したとき
(※ 申出が受理された日の属する月の翌月1日付で資格喪失となります)

◎ 保険料は必ず毎月1日～10日(10日が土日祝日の場合は翌平日)までに納めてください。

- この期間を過ぎますと自動的に資格はなくなります。
- 振込みが遅れる場合は必ずご連絡ください。連絡無く遅れて入金されても資格は継続いたしません。
- ただし、初回は納付指定日までに納めてください。
- 前納制度がありますので、希望される方は申し出てください。

☆.....☆.....☆.....☆.....☆.....☆.....☆

◇ご不明な点がございましたら、ネスレ健康保険組合 適用担当までご連絡ください。
(Tel:078-230-7040 / Fax:078-230-7167)